

令和6～8年度の介護保険料

■介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各保険料段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は、世帯の課税状況や本人の所得に応じて、段階的に決められています。

$$\text{基準額 (年額)} = \left(\text{高山市で介護サービスなどにかかる費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 (23\%)} - \text{財政調整基金などの取り崩し額} \right) \div \text{高山市の65歳以上の方の人数}$$

保険料段階	区 分		保険料年額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者		19,680 円 (月額 1,640 円)
	世帯市民税 非課税	課税年金収入額と年金以外の所得の合計金額が 80 万円以下	
第2段階		課税年金収入額と年金以外の所得の合計金額が 80 万円超 120 万円以下	31,080 円 (月額 2,590 円)
第3段階		課税年金収入額と年金以外の所得の合計金額が 120 万円超	47,280 円 (月額 3,940 円)
第4段階	本人市民税 非課税	課税年金収入額と年金以外の所得の合計金額が 80 万円以下	62,160 円 (月額 5,180 円)
第5段階 (基準額)		課税年金収入額と年金以外の所得の合計金額が 80 万円超	69,000 円 (月額 5,750 円)
第6段階	市民税世帯課税 本人課税	合計所得金額が 125 万円未満	79,320 円 (月額 6,610 円)
第7段階		合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満	93,120 円 (月額 7,760 円)
第8段階		合計所得金額が 190 万円以上 250 万円未満	96,600 円 (月額 8,050 円)
第9段階		合計所得金額が 250 万円以上 375 万円未満	124,200 円 (月額 10,350 円)
第10段階		合計所得金額が 375 万円以上 520 万円未満	131,160 円 (月額 10,930 円)
第11段階		合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	144,960 円 (月額 12,080 円)
第12段階		合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	158,760 円 (月額 13,230 円)
第13段階		合計所得金額が 720 万円以上	165,600 円 (月額 13,800 円)

■介護保険は支え合いの制度です

介護保険は、支え合いを基本理念として加入者が保険料を負担し、介護が必要になった人に対してサービスを提供する仕組みです。

介護保険の財源は、65 歳以上の方の保険料が 23%、40～64 歳の方の保険料が 27%、国・県・市の負担金が 50%を占めています。

